

アフィリエイト・ プログラムの 契約条件



HIGHLOW MARKETS PTY LTD

ACN: 143 553 628 | +61 [0]2 9934 0222 | www.highlow.net
Level 14, Macquarie House, 167 Macquarie Street, Sydney, NSW 2000, Australia

Copyright. Audax Legal Pty Limited 2013

目次

1.	用語定義及び解釈	4
2.	乙による声明及びその義務	4
3.	乙が提供するサービス	5
4.	甲が負う義務	5
5.	顧客との関係性	5
6.	報酬	6
7.	契約条件	6
8.	納税義務	6
9.	記録作成と報告	6
10.	知的財産権	6
11.	訴訟	7
12.	賠償責任の限度	7
13.	賠償	7
14.	守秘義務	7
15.	告知	8
16.	当事者間の関係	8
17.	一般的除外事項	8
18.	紛争解決	8
19.	雑則	8
20.	準拠法と管轄裁判所	8

利用規約

本文書は私企業であるHighlow Markets Pty Ltd. 社(以下「甲」とする)及びその承継人並びに譲受人と本文に署名したマーケティングアフィリエイト(以下「乙」とする)との間に成立する法的効力を持つ契約書である。

甲は同社のデリバティブ金融商品取引サービスのマーケティング及び同サービスの利用客の維持と新規募集に関する非排他的かつ譲渡不能な権利を、本契約の規定条件に従う形で乙に与える。

甲は乙が行うマーケティングアフィリエイト活動を監督せず、乙が甲を代表することによって生ずるいかなる責任も負わない。本契約の下で甲乙は独立した二つの法的体であり、両者間で合併経営またはパートナーシップ関係は成立せず、また甲は乙の雇用者でもない。

本契約が規定する諸条件は甲乙間の法的拘束力を伴う合意であり、乙は甲のために所定の活動を開始した時点でこれらの条件及び甲のウェブサイトに掲載されているその他の法的問題に注意事項や声明に同意したものとみなされる。また、これら諸条件は甲乙間の契約関係の全般にわたり適用され、甲のウェブサイトに掲載されている諸規定と合わせて一体的な契約(以下「契約」とする)を成す。

1. 用語定義及び解釈

- 1.1 以下諸条項の見出しの目的は参照用に限られ、当該条項の内容の解釈に影響及ぼさない。
- 1.2 甲は直接、または第三者を通じて本契約の翻訳稿を提供することがある。その際、翻訳により異なる言語間で解釈の齟齬が生じた場合、英語版が他言語版に優越する。
- 1.3 本契約中の自然人に言及した全ての記述は、文脈に従って自動的に法人、非法人団体、パートナーシップまたは個人の集団にも適用される。
- 1.4 本契約は乙が甲に対して有する諸権利を規定している。これには乙が運営する私有ウェブサイトから甲のウェブサイト上で展開するサービスへのURLリンクを形成する権利が含まれる。
- 1.5 乙は甲が提供する取引プラットフォームをはじめその他一切のサービスを積極的に潜在顧客に対してマーケティングすることを約束する。

2. 乙による声明及びその義務

- 2.1 乙はここにおいて以下の事を宣言し約束する:
- 2.2 乙が運営するウェブサイト及びその内容に関する全ての法的責任を負い、全ての面において関連する法律、規則及び許認可制度を遵守すること。
- 2.3 乙は業界基準に従ってプロフェッショナルとして十分な注意を払い、信用失墜を惹起しないよう、また甲の風評に悪影響を与えないようにする義務を負うこと。
- 2.4 取引サービスの提供、報酬の支払い、そしてマーケティング及び販促活動に関して甲が定める諸条件やポリシーなどを遵守すること。また、これら諸条件やポリシーなどが時々変更されることに留意し、常に最新の規定を遵守すること。
- 2.5 乙が作成・頒布する全ての販促資料の内容及び頒布方法が、スパムメールを規制する法律や各種ライセンス制度をはじめとする全ての関連法規を遵守し、かつ甲に対して信用失墜や損害をもたらさないこと。また、甲から特定の販促資料(内容または使用方法)が上記基準を遵守していないとの指摘を受けた場合、直ちに当該内容の使用中止し、当該使用方法をとりやめること。
- 2.6 全ての販促資料また販促活動の内容、性質、場所に関して、甲による全ての合理的な指示に従うこと。
- 2.7 事前に甲から書面による特定種類の販促資料における使用許可を受けた場合を除き、販促資料中に甲の社名を使用しないこと。さらに、許可を受けた場合でも、第三者が無礼あるいは強引に思うような形または態度で使用しないこと。
- 2.8 勧誘目的のため、いかなる種類のスパムの利用を禁止する。

- 2.9 運営者ご自身および運営者のご家族・友人・知人による、当該運営者のアフィリエイト・リンクからの申込みを禁止する。
- 2.10 全てのウェブ広告において、当社の社名関連のキーワード(highlow/high low/highlow.net/highlow markets/ハイロー等)の入札を禁止する。
- 2.11 次の(a)から(f)までに該当する販促資料を使用しないこと:
- (a) 公衆を欺瞞するまたは誤解させるもの;
- (b) 内容に重大な錯誤または事実誤認があるもの、または内容に重大な遺漏があり且つその遺漏により公衆を欺瞞するまたは誤解させる恐れがあると乙が把握できるもの;
- (c) 利得の可能性に言及しながら、損失に関するリスクを同等程度に目立った記述で説明していないもの;
- (d) 過去に特定の取引システムを使用したとの仮説によって達成しうる結果に関する説明、定量評価その他一切の形で言及するもの。ただし、その直後にそのような仮定が前提となる旨の記述を伴う場合はこの限りではない;
- (e) 過去に実際に達成した結果に言及しながら、それが将来における同種結果を示唆するものではないとの説明を伴っていないもの;
- (f) 実在する取引口座の過去の成績に関する具体的な数字または統計情報(利回り率を含む)に言及しながら、当該数字または情報が同期間中における全ての合理的な比較対象口座の成績を代表している事を証明できていないもの。
- 2.12 事前に甲から書面による許可を受けた場合を除き、乙は甲が定める取引条件または甲のウェブサイト上で掲載されている諸規定を変更しないこと。また当該許可を受けて変更する際、乙は関係する全ての顧客に周知させる義務を負うこと。
- 2.13 乙がいかなる法的請求や訴状を受け取った場合でも、本契約の内容との関連性に関わらず、当該通知を受け取ってから2日間以内にその請求状または訴状の写しを甲に送付すること。
- 2.14 乙は甲の顧客(潜在顧客を含む)から金銭、有価証券、その他一切の財産または与信を收受してはならない。
- 2.15 乙の代表能力と責任範囲
- (a) 乙はそれ自身に加え、甲のマーケティングアフィリエイトとしての乙の従業員、代理人、及び以前から本契約が対象とする取引に参加するためのライセンスを受けて同種取引に参加してきたと認められ且つ継続して参加する意思を持つその関係者を代表する。
- (b) 乙は本契約の当事者としてその諸規定を履行する法的能力があり、且つ甲の合理的な請求に応じてこの事を示す取締役会決議、パートナーシップ契約またはその他の書類を提出することを約束する。

- 2.16 報道機関からのいかなる問合せまたは資料請求に対しても、乙は甲を代表して応じてはならず、且つそのような問合せや請求を受けた場合は甲に報告する義務を負う。ただし、甲からの書面による別途指示がある時はこの限りではない。
- 2.17 乙は甲がそれを通して行っている全ての販促活動またはマーケティングキャンペーンの趣旨に従わねばならない。特に、乙は甲を宣伝する対価として甲から支払われるマーケティングアフィリエイト活動に対する報酬を、報酬、賞金、手数料など形式を問わずいかなる経済的便益としても顧客(潜在顧客を含む)に提供してはならない。乙が本条項に違反したと合理的に判断できる場合、第6節(報酬)及び第7節(契約の有効期間と中止)の規定に関わらず、甲は本契約を直ちに中止するか当該違反が発生した月分の乙のマーケティングアフィリエイト報酬を取り上げる権利を留保する。
- 2.18 乙は甲がそれを通して行っている全ての販促活動またはマーケティングキャンペーンの趣旨に従わねばならない。特に、以下各項の該当する方法によって甲を宣伝してはならない:
- (a) 新規口座開設を奨励するためのインセンティブ(キャッシュバック)の受け取りのみを目的とした口座開設を勧めること;
 - (b) マーケティングアフィリエイト報酬の獲得のみを目的として潜在顧客に口座開設を勧めること;または
 - (c) 上記(a)及び(b)の両方のみを目的に、口座開設を勧めること。乙が本条項に違反したと合理的に判断できる場合、第6節(報酬)及び第7節(契約の有効期間と中止)の規定に関わらず、甲は本契約を直ちに中止するか当該違反が発生した月分の乙のマーケティングアフィリエイト報酬を取り上げる権利を留保する。
- 2.19 甲がその社内規定に従ってマネーロンダリング防止とテロ資金対策(AML/CTF)及び外国口座税務コンプライアンス法規(FATCA)関連の顧客審査を行うための情報を請求した場合、乙は随時求められた書類を正しい書式で提出することを約束する。十分な書類を提供できない場合、甲は乙から紹介された当該顧客を断る権利を留保し、その場合乙に対してはいかなる報酬も支払われない。
- ### 3. 乙が提供するサービス
- 3.1 甲はトレーダーに対して外国為替取引やデリバティブ金融商品取引を可能とする技術を開発し、運用している。乙は甲のサービスを最低限下記内容を含む形で紹介しなければならない:
- (a) 甲のデリバティブ金融商品取引サービスを紹介し、当該取引条件に従って既存または潜在顧客が同サービスを利用するよう奨励すること。
- ### 4. 甲が負う義務
- 4.1 甲はそのウェブサイト上の各種レポートなど、乙が紹介しようとする顧客に応じた関連情報を乙に提供しなければならない。
- 4.2 甲は第6節の規定、Corporations Act (法人法)、その他の関連法規に従って、乙に対してマーケティングアフィリエイト活動の報酬を支払わねばならない。
- 4.3 甲はそのウェブサイトのコンテンツに対するアクセスを乙に与えなければならない。これには、甲乙間の契約に関するレポートや追加情報も含まれる。
- 4.4 甲の代表能力と責任範囲:
- (a) 甲は本契約の当事者としてその諸規定を履行する法的能力があることを保証する。
 - (b) 甲またはその関連会社は各々の社名及び商標の所有者であるか、所有者から適切な許可を得て本契約の条件に沿ってそれらを乙にサブライセンスする実施権を有することを保証する。
- ### 5. 顧客との関係性
- 5.1 乙は顧客に対して甲を名乗ってはならず、且つ乙自身のウェブサイトがある場合にはそのサイト上に甲との関係について説明しなければならない。
- 5.2 乙はいかなる形によっても甲を強制するような試みをしてはならず、且つ事前に甲の書面による同意を得なければその商標または標識を使用してはならない。
- 5.3 乙は全ての顧客が甲の顧客であり、それらの顧客に関するいかなる情報も甲の排他的な所有権に帰属し、且つ本契約期間の終了後も甲の顧客であり続けることを認識する。
- 5.4 乙は甲のウェブサイト上に掲載されている、または甲より随時通知される会社のポリシーや規則を遵守しなければならない。これらの条件は甲の任意裁量で、随時変更されることがある。
- 5.5 甲はいかなる場合においても乙のマーケティングアフィリエイト活動により紹介された特定の顧客またはその申請を受け入れる義務を負わない。
- 5.6 甲から求められた場合、乙はプライバシーまたはデータ安全に関する全ての法規に抵触しない範囲内で紹介した全顧客と、彼らが甲の処で開設した全口座及びそれらの口座に対する法的権利を有する者の全関連情報(実名、住所、主たる職業または事業内容、財務状況を含む)に関する永久的な記録を作成し、保管しなければならない。乙はまた、甲の顧客に接触しその顧客に対して責任を持つ全ての者の記録を作成し、保管する必要がある。
- 5.7 乙はその形態を問わず市場操作、相場操縦、不正または虚偽の取引、ブラックボックス取引、スキャルピング、仮装売買、オーダーマッチング、インサイダー取引、及びその他一切の詐欺的または誤解を引き起こすような行為に関与してはならない。

6. 報酬

- 6.1 乙が本契約の下で行うマーケティングアフィリエイト活動に関する全費用は原則として乙が自ら負担し、両者間で別途書面による合意がある場合を除き、如何なる場合でも甲がその拠出に関与しない。
- 6.2 乙が本契約の期間中に受け取る報酬は甲のシステムに登録した際に希望した支払い手続き、または甲乙両者間の別途合意に従って支払われる。これらの支払いは乙のみに対して発生するものである。
- 6.3 甲は本契約の規定に従い、乙の活動を通じて裁定取引または不正や詐欺的行為の疑いのない顧客から発生させた売上に対して報酬を支払う。
- 6.4 全ての報酬は原則として甲乙両者間の合意に基づき、豪ドル建てで計上し支払われる。ただし書面による別途合意がある場合、(両替した上)豪ドル以外の希望通貨を次のうちから選択することができる: 英ポンド、ユーロ、米ドル、日本円。
- 6.5 乙に対する報酬は、甲に紹介し、かつ、成果地点に到達した全顧客の平均取引実績が1,000豪ドル相当に達した時点で初めて発生し、それまでは乙が紹介したどの顧客に対しても報酬が発生しない。
- 6.6 乙が紹介した特定顧客に関連して甲が報酬を支払うことが関連法規に抵触する場合、当該顧客に関する報酬は一切発生しない。
- 6.7 事前に甲の処で登録されている名称または社名と異なる第三者に対しては、いかなる報酬も支払われない。登録情報に誤りがあると乙が合理的に主張できる場合、誤りがあった事、または乙が主張する正しい名称がその事業の真の所有者、または権利者である事を示す証拠提出しなければならない。その際、報酬支払いを受ける権利者として新たに登録される者の政府機関発行の顔写真付き身分証明書及び本人名義の銀行口座の取引明細書も併せて甲に提出する必要がある。それら所定書類の提出があった場合、甲はその任意裁量により支払い先を変更することができる。

7. 契約条件

- 7.1 本契約の有効期間は発効日から開始し、本節の規定により解除または中止されるまで継続する。
- 7.2 甲または乙はいずれも30日間の書面による事前通告によって、自らの都合により本契約を解除することができる。
- 7.3 下記いずれかの状況が発生した場合、甲は乙に対する書面による通知によって本契約を直ちに中止することができる:
- (a) 乙がその代表能力の全部または一部を失った時、若しくは乙が本契約の条件または規定に違反して且つその違反内容が是正できない性質である場合、または甲による是正請求を受け取ってから3日間以内に是正できなかった場合。

- 7.4 本契約の解除または中止により、それまでに発生した権利は影響されない。特に契約解除または中止前に第6節に従って発生した乙への報酬は、契約解除または中止の時点で支払われるべきである。
- 7.5 本契約の有効期間中及びそれが終了した日からの2年間に、乙は下記各項に該当する行為をしてはならない:
- (a) 甲との取引を取りやめるよう働きかける目的、またはその他の形で甲との関係を離間する目的で甲の既存顧客または潜在顧客に直接または間接的に接触すること。
- (b) 甲との雇用関係を中止するよう働きかける目的、その他の形で甲との関係を離間する目的で甲の従業員または管理者に直接または間接的に接触すること。
- (c) 甲の事業運営、企業としての信用(グッドウィル)、風評または一般公衆や顧客の目に映るイメージを害する、またそのおそれがある一切の行為。

8. 納税義務

- 8.1 甲乙はそれぞれ自身の納税義務を履行しなければならない。甲は乙に対する報酬から、豪州国内法及び国際的な税法法規の遵守を目的として所定の天引き額を控除する権利を留保する。

9. 記録作成と報告

- 9.1 乙は、必要に応じて甲が提供するタグを利用して、乙が紹介したトレーダーによる取引サービスの利用実績を自身のマーケティングアフィリエイトIDと関連づける全責任を負う。
- 9.2 甲は、本契約に定める報酬支払義務を履行するために必要な期間中、該当するトレーダーらの活動やシステムへのアクセス履歴などを乙のマーケティングアフィリエイトIDと関連づける形で記録・監視する全責任を負う。
- 9.3 甲は契約期間を通して、乙に対してその活動実績を反映したオンラインレポートを提供する。

10. 知的財産権

- 10.1 乙は本契約の規定に従う範囲内での使用を除き、甲の社名または商標を使用してはならない。
- 10.2 乙はインターネットドメインネームを含む甲の社名または商標(またはそれらの全部または一部に類似する文言やロゴなど)に関する一切の登録権利を取得するための申請を行ってはならない。本契約の締結に先立って上記申請がなされた場合、乙は甲の求めに応じて直ちに対象権利を甲に譲渡しなければならない。
- 10.3 本契約の有効期間内において、乙は甲の社名または甲が登録または使用する商標の真実性や帰属に関して一切の異議申し立てや係争を行ってはならない。

- 10.4 乙による甲の社名または商標への言及は、その都度甲からの書面による事前許可を受けて、且つその許可条件に抵触しない範囲内で行わなければならない。
- 10.5 乙による甲の社名または商標への言及は、甲からの求めがあった時にはこれらに関して甲が所有する一切の知的財産権の帰属に関する説明を含むものとしなければならない。
- 10.6 甲の風評を害し、その評判、イメージ、名声を損ない、またはその登録した社名や商標を侵害するような一切の行為を自ら行ったり、他人にさせたりしてはならない。
- 10.7 乙は甲の社名または商標に対する権利を保護するために、現行の関連法規や慣行を遵守しなければならない。また甲がそれらの権利を保護する措置を取る際、乙はそれに全面的に協力しなければならない。
- 10.8 甲の社名または商標権に対する侵害またはそれらの権利の有効性・効力をめぐる係争があった場合、乙はそれを認識した時点で速やかに甲に報告しなければならない。
- 10.9 乙が本契約に反する形で甲の社名または商標を使用した場合、その結果としてまたはそれに関連して甲に発生した費用、賠償責任及び損失など一切の不利益に関して乙はその全額を甲に対して賠償しなければならない。

11. 訴訟

- 11.1 甲乙はいずれも認識している範囲内で自らを対象とする、且つ相手に悪影響を与えるような進行中の訴訟、法律または衡平法に基づく請求、または同種性質を有する各種政府機関や仲裁機関、委員会、評議会などへの提訴がないことを保証する。また、甲乙はいずれもこうした法的措置を取る旨の威嚇を受けておらず、その対象となるべき事由の存在も認識していないことを保証する。

12. 賠償責任の限度

- 12.1 本契約の規定による場合を除き、甲は乙または甲が提供する取引サービスに直接または間接的に関与する第三者に対して一切の賠償責任を負わない。従って何人も本契約の内容または甲の取引サービスに関連する偶発的、結果的な、間接的または外罰的な損害（ビジネス機会、利益、または資産の使用可能性の喪失を含む）に対する賠償を請求する権利を有せず、たとえ甲を含むいずれかの当事者が事前に当該損害またはそれが発生する可能性に関して告知を受けた場合であっても、契約、不法行為（注意義務違反を含む）または甲のその他一切の行為を根拠に損害賠償を請求できない。

13. 賠償

- 13.1 乙は甲に対して、自らの不誠実、不正、注意義務違反、過失、または本契約が定める諸条件や諸義務に対する違反により甲が被った損害を賠償する責任を負う。

- 13.2 乙が顧客の取引の管理に関わり、または顧客に対して取引に関する助言または参考や指示を行った場合、下記各項に起因する一切の賠償請求、要求、訴訟、損害、費用（法的費用を含む）、外罰に対して第一義的な賠償責任は乙が負い、甲及びその従業員や関係者は上記賠償請求から免責される：

- (a) 乙またはその顧客が全ての関連法規を遵守しなかった場合。
- (b) 乙が本契約または第三者間の別の契約に定める義務に違反した場合。
- (c) 乙が顧客と提携した契約が有効性を失いまたは履行不能になった場合。

14. 守秘義務

- 14.1 本契約の期間中及び終了後にわたって、乙は甲との関係において使用したまたは知りえた甲及びその顧客に帰属する一切の商業秘密、技術、アイデア、ノウハウ、計画、コンセプト、データ及び素材（以下「秘密情報」とする）を秘密として扱い、甲の利益のために開示する場合を除いてこれらを第三者に開示してはならない。
- 14.2 本契約の解除時または契約期間の終了時に、乙は甲から受領した一切の資料やデータ返却しなければならない。
- 14.3 本契約の期間中を通して、甲は何時でも乙に対して前項の対象となる資料やデータの返却を要求することができ、その場合乙はそれに応じなければならない。
- 14.4 本節の規定は下記各項に該当する情報の使用または開示を妨げない：
- (a) もとより公知の事実であったか、当該情報を受け取った当事者による本契約の違反によらない形で新たに公知の事実となった情報。
- (b) 本契約の発効後に第三者から合法的に得た情報で、且つその第三者は当該情報の入手にあたって直接または間接的にその守秘義務に違反していない場合。
- (c) 商業秘密や秘密情報としての本質を有しない情報。
- 14.5 規制当局による請求に関連する義務：
- (a) 乙が政府機関または自主規制機関から乙自身または甲の顧客に関する調査、捜査または懲罰措置に関する請求（以下「規制当局による請求」とする）を受けた場合、乙は甲に速やかにその請求内容の写しを送達しなければならない。
- (b) 規制当局による請求を受け取った場合、甲乙両者は法律に抵触しない範囲内で互いに当該請求への対応を支援しなければならない。とりわけ乙は当該請求を受けてから請求内容により求められる通信記録、文書、覚書を含む一切の書面または電子媒体による記録（対象文書）で乙の管理下にあるもの全てに関して、その真正なるコピーを直ちに

提供しなければならない。

- (c) 前項の状況において関連文書が第三者の管理下にある場合、乙はその取得に最善の努力を尽くし且つ取得できた場合に直ちに甲に送達しなければならない。
- (d) 前項の状況において乙が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、当該第三者が対象文書の提供を拒否した場合、乙は甲に対して書面により当該第三者の名称、住所及び対象文書の提供を拒否された旨を通告しなければならない。その場合、甲はその裁量により、対象文書の取得を目的に当該第三者と直接連絡することができる。

15. 告知

- 15.1 本契約に基づく請求、許可または本文書に関連するその他一切のコミュニケーションは英語の書面にて当事者に告知しなければならない。書面告知は当事者の代理人によって送達することもできる。

16. 当事者間の関係

- 16.1 甲と乙は互いに独立した法的主体であり、両者間に雇用、合併経営、またはパートナーシップは存在せずまた本契約によりこれらの関係が新たに成立することはない。本契約の規定または契約発効後の書面による許可のある場合を除き、甲乙はいずれも相手当事者の代理として行動する権限を有せず、また第三者に対してそのような権限があるかのように振る舞ってはならない。

17. 一般的除外事項

- 17.1 本契約のいかなる規定も甲が第三者と同種契約を締結することを妨げない。
- 17.2 如何なる状況下においても、本契約のいかなる規定も甲が乙をその代理人に指定したまたは指定する予定がある、または乙が第三者に対してそのような指定を受けたかのように振る舞うことを許可したと解釈されてはならない。
- 17.3 甲乙はいずれも相手当事者からの書面による許可を受けた場合を除き、本契約に定める義務の履行を第三者に委託してはならず、且つそのような許可を受けた場合においても本契約による甲乙両者の責任と義務は影響されない。
- (a) 17.3.3 項に定める承継が行われた場合、甲乙両者はいずれも相手当事者からの書面による許可を受けた場合を除き本契約における権利義務の全部、または一部を第三者に委譲してはならない。なお、甲乙両者はいずれも同種許可の判断を合理的な範囲を超えてまで遅延または留保してはならない。
- (b) 甲は乙の同意を得ることなく同社の承継者たる任意のアフィリエイト法人または子会社に本契約を承継させることができる。ただしその場合、甲は当該承継が行われてから合理的な期間内に乙に告知しなければならない。

- (c) 乙によるみなし承継乙は下記各項の変更を行う際、甲に対して少なくとも5営業日の事前通告を行わなければならない:

- (i) 乙の管理者、所有者または支配権を持つ者に重大な変更がある場合、とりわけその代表者または株主の変更。
- (ii) 乙が被信託人となっている信託の管理者、所有者に重大な変更があった場合。ただし、この場合甲が変更内容の一部または全部を了承しなければ、当該変更は本契約の非合法的承継を意味しこれにより甲が第7節の規定に従い本契約直ちに中止することができる。

18. 紛争解決

- 18.1 甲乙間で紛争が発生しそれが30日以上経っても解決されない場合、調停者を指定して調停による解決を図らなければならない。
- 18.2 前項の場合、甲乙双方は調停費用を均等に負担し、且つ調停人による合理的な請求に協力しなければならない。
- 18.3 適任な調停人を選定できなかった場合または調停が失敗した場合にはじめて、各当事者は正式な法的措置をとることができる。

19. 雑則

- 19.1 本契約は甲乙両者間の完全なる契約関係を規定するものであり、本契約の提携前に両者間に成立した口頭または書面による契約を破棄する効力を有する。
- 19.2 本契約のいかなる規定に関しても、甲がその履行を厳格に求めなかった場合でも、その際またはその他任意の時点において甲が該当権利を放棄したことにはならない。
- 19.3 本契約の一部が非合法または履行不能と判断された場合でも他の部分の合法性や履行可能性は影響されない。
- 19.4 本契約の変更は書面により行われ、かつ甲乙双方が署名しなければならない。
- 19.5 本契約は甲のウェブサイト上に掲載している諸条件とともに甲乙間の完全なる契約関係を規定するものであり、以前存在していた全ての契約または協議を上書きする効力を有する。
- 19.6 発効日が別途明示されない限り、本契約は甲乙双方が署名を済ませた時点から発行する。

20. 準拠法と管轄裁判所

- 20.1 適用される複数の法体系に矛盾がある場合、本契約はニューサウスウェールズ州の法律に準拠し、甲乙両者は同州の裁判所及び仲裁機関による被排他的な管轄権に服する。